

日本司法支援センター令和2年度業務実績評価及び第4期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成30年度からの第4期中期目標期間は、第3期中期目標期間に推進した地方公共団体等との連携による高齢者・障害者等に対する援助を充実させるための各種取組を更に推進することに加え、改正総合法律支援法による大規模災害の被災者、認知機能が十分でない高齢者等及びDV等被害者に対する新たな法的支援のための体制整備、業務の適正かつ効率的な実施に向けた取組にも重点が置かれている。

令和2年度の業務実績については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、これらの各種取組が適切に実施され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

また、第4期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績については、各種取組の進捗状況を踏まえ、同中期目標期間の終了時に中期目標の達成が見込まれるかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

令和2年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね中期計画及び年度計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき令和2年度の取組としては、①常勤弁護士の配置や活動等について、難易度が「高」とされている未配置地方事務所への新規配置を達成したほか、地域の実情に応じた司法ソーシャルワークや大規模災害対応等において大きな役割を果たしたこと、②外国人在留支援センター（フレスク）の開業に合わせて同センター内に国際室を設置し、同一フロア内に同居する関係機関と緊密な連携を図るなどして、外国人支援体制の充実・強化に努めたことなどが挙げられる。

次に、第4期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績を総括的に見ると、第4期中期目標をおおむね達成することが見込まれる。

評価されるべき第4期中期目標期間中の取組としては、①情報提供業務について、利用者満足度調査において高い水準を維持しつつ、ホームページ上の情報を充実させるなど、年々変化する利用者の多様なニーズに柔軟に 대응するとともに、毎年度発生する各種大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症拡大などの困難な状況にも迅速に対応し、さらに、多言語情報提供サービスの対応言語を3言語追加して10言語まで増加させたこと、②法教育事業については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、実施方法等を工夫するなどして実施回数等において十分な実績を上げるとともに、YouTube動画の作成等、新たな取組を開始するなどして更なる充実に努めたことなどが挙げられる。

他方、改善されないままになっている課題としては、常勤弁護士の未配置地域が複数存在する上、第4期中期目標期間中に常勤弁護士の適正な配置を実現することも困難な状況にある。

支援センターが、これらの課題について問題意識を持っていることは理解しているが、当評価委員会としては、その解決に向けた具体的な取組内容や進捗状況等が明確に示されることを期待したい。

3 今後の業務運営に向けた期待

前記課題のほか、電話等法律相談を実施した実績等を踏まえつつ、その拡充等を検討するとともに、デジタル技術を活用した利便性の向上が図られることを期待する。

また、一般契約弁護士・司法書士の確保について、全体数の増加幅に見合った増加となるよう更なる取組を期待するとともに、司法過疎地域事務所等の設置に向けた具体的な検討を行った上で、その結果が示されることを期待する。